

**Q 年金支給は事実の
あつた翌日から**

私は大正七年四月三日生れです。六十五歳になつたら国民年金を受給したいのですが年金はいつからいつまで支給してくれますか。

A あなたは、昭和五十八年四月になりますと六十五歳です。誕生日の四月三日をすぎたら請求して下さい。年金は五月分から支給してくれます。支給はあなたが亡くなる月まで続きます。

このように、年金の支給は「年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始まり、権利が消滅した日の属する月」で終ります。
なお、年金の支給はあなたが年金の請求をし、社会保険庁長官が裁定として支給が決まるものです。請求が遅れてかかるばつて支給してくれます。

しかし、五年をすぎて請求しますと、年金は五年前の分から支給となります。

**年金つてどんな
しくみなんだろう?**

あなたが受取っている年金は、どこから支払っているかご存じですか。あなたがこれまで支払ってきた保険料のほかに働く若い世代が負担する保険料とみんなの税金からなのです。

では、現在働く若いあなたが払っている保険料はどうあります。

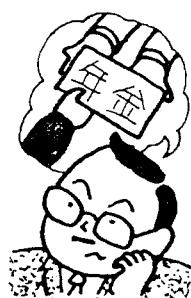
立たれたり、現在のお年寄りの世代への年金の支払いにあてられたりします。あなたが老齢になれば、次の世代の年金の支払いのために積み立てられたり、現在のお年寄りの世代を支えていることそれがあなた自身の年金につながってくるのです。

今あなたが退職されたお年寄りの世代を支えていることそれがあなた自身の年金につながってくるのです。

ただたんに遠い将来のこととしてばく然とどちらのだけではなく、身近な自分のこととして考えてみて下さい。

放送局：テレビ山梨(UTV)
放送時間：午前7時30分～7時45分

**保険料の納付方法
が変わります**



市では、国民年金保険料の納付を年四回(三ヶ月集金、三ヶ月納付)の方法をとつておりましたが、毎年の保険料引き上げにより納付が困難だという声を納税組合長さんとおしてしばしば聞きました。納付方法については、国からも「毎月納付」の指導もありました。が、事務上等の都合

もありのびのびになつていま
るようになり、本年四月分よ
り毎月集金、毎月納付に切り
かれます。このことによつて

従来より毎月における納付負
担割合が小さくなり、大変納
めやすくなります。どうぞこの点を理解のう
え、ご協力を願います。

社会保険庁のテレビ広報「きょうの健康・あすの年金」

放送日 (予定)	本編テーマ	インフォメーション
2月5日	6. おすすめですか! 国民年金の加入手続き	⑥ 勤めをやめたら国民年金に加入しよう
2月12日	7. あなたならどうする! 国民年金の繰上げ請求	⑦ 届出はすみやかに一住所・支払機関の変更
2月19日	8. お気軽に! 社会保険各種相談	⑧ 年金の受給は一人一年金が原則です
2月26日	9. お届出はすみやかに一年金受給者現況届一	⑨ 納めましたか! 国民年金の保険料
3月5日	10. 申し出ましょう! 年金選択	⑩ 年金にも終期があります—こんな場合届け出を一
3月12日	11. 年金にも税金が??	⑪ 奥様も加入しましょう国民年金
3月19日	12. 利用しましょう! 福祉施設	⑫ 年金にも税金がかかる場合があります
3月26日	13. あすの年金を考える	⑬ 年金相談が便利になりました